

物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の称号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率(小数点第3位を四捨五入) ※自動計算	再就職の役員の数	備考	
令和6年度北大東航空気象観測所業務 1式	支出負担行為担当官 沖縄気象台長 太原芳彦 沖縄気象台 沖縄県那覇市樋川1-15-15	2024/04/01	北大東村 沖縄県島尻郡北大東村字中野218	9000020473588	北大東村との航空気象観測所の実施に関する協定により、航空機の安全運行に資するため、一定時間に観測通報を行う体制を有している必要がある。当該空港に関して、この条件を満たしているのは同村のみであり、会計法第29条の3第4項の規定に基づき随意契約とした。		2,960,000				
令和6年度多良間航空気象観測所業務 1式	支出負担行為担当官 沖縄気象台長 太原芳彦 沖縄気象台 沖縄県那覇市樋川1-15-15	2024/04/01	多良間村 沖縄県宮古郡多良間村字仲筋99-2	4000020473758	多良間村との航空気象観測所の実施に関する協定により、航空機の安全運行に資するため、一定時間に観測通報を行う体制を有している必要がある。当該空港に関して、この条件を満たしているのは同村のみであり、会計法第29条の3第4項の規定に基づき随意契約とした。		3,050,000				
空港気象ドップラーレーダー装置定期点検等 1式	支出負担行為担当官 沖縄気象台長 太原芳彦 沖縄気象台 沖縄県那覇市樋川1-15-15	2024/04/01	日本無線株式会社関東支社 東京都三鷹市牟礼六丁目21番11号	3012401012867	本装置は、那覇空港及びその周辺の空域における気象現象に伴う降雨及び気流を観測し、航空機の安全運航を支援するための装置である。この装置は、空中線装置、送信装置、受信装置、信号処理装置、制御監視装置等で構成されている。本装置の製作は、日本無線株式会社であり、空中線装置、送信装置、受信装置、信号処理装置、制御監視装置等の機構及びソフトウェアの開発、製作は同社独自のものです。これらの点検調整作業は、日本無線株式会社以外はない。以上のことから、本作業は、本装置の構造及び動作の詳細を熟知した会社である当該業者を契約相手とする手続きを行ったところ応募がなかったため、会計法第29条の3第4項の規定に基づき随意契約とした。		15,400,000				
アデスクライアント機器及びYSSクライアント機器等の移設及び取付調整 1式	支出負担行為担当官 沖縄気象台長 太原芳彦 沖縄気象台 沖縄県那覇市樋川1-15-15	2024/06/05	東京コンピュータサービス株式会社 東京都文京区本郷1-18-6	3010001005226	アデスクライアントは、当台職員が気象業務遂行に必要な各種情報収集、解析、情報発表等を行うために操作する各クライアント等の重要システムである。YSSクライアントは、各種支援資料を活用して利用者の防災活動とより密接に結びつけた予報プログラムの作成・発信処理を行うためのシステムである。どちらも防災気象情報を作成することを目的とした重要なシステムである。本装置は、東京コンピュータサービス株式会社により調達、設定、整備されたものであり、また、本装置の移設作業は新庁舎での運用開始に大きく影響することから、移設作業を極力短時間で実施する必要がある。なお、移設作業において、本装置に不測の事態が発生した場合は、迅速な復旧作業が必要となる。ついでに、本装置の取り扱いに精通している東京コンピュータサービス株式会社でなければ、短時間での移設作業及び不測の事態に対する迅速な復旧作業の遂行は非常に困難であり、これらの条件を満たし移設及び取付調整作業を行えるのは、東京コンピュータサービス株式会社以外はない。以上のことから、本作業は、本装置の構造及び動作の詳細を熟知した会社である当該業者を契約相手とする手続きを行ったところ応募がなかったため、会計法第29条の3第4項の規定に基づき随意契約とした。		27,500,000				
多機能型地震観測局装置の点検調整 1式	支出負担行為担当官 沖縄気象台長 太原芳彦 沖縄気象台 沖縄県那覇市樋川1-15-15	2024/08/15	株式会社高見沢サイバネティクス福岡営業所 福岡市博多区博多駅東1丁目12番17号	7011201003197	多機能型地震観測局装置は、沖縄県内の各地において地震及び震度観測を行っている。本装置で観測されたデータは、気象庁本庁や大阪管区気象台に伝送されている。業務の性上、点検・調整に際して当該装置の運用を停止する場合は、できるだけ短時間に留める必要がある。当該装置のハードウェア及びソフトウェアに影響を与えるようなことがあってはならない。株式会社高見沢サイバネティクスは、本装置(処理部)を製作した業者であり、本装置の取り扱いに関しては十分な知識と技能および作業実績を有していると考えられる。以上のことから、本作業は、本装置の構造及び動作の詳細を熟知した会社である当該業者を契約相手とする手続きを行ったところ応募がなかったため、会計法第29条の3第4項の規定に基づき随意契約とした。		6,490,000				
沖縄レーダー保守監視装置移設作業 1式	支出負担行為担当官 沖縄気象台長 太原芳彦 沖縄気象台 沖縄県那覇市樋川1-15-15	2024/09/13	日本無線株式会社 九州支社 福岡県福岡市博多区編場町4番1号	3012401012867	沖縄レーダーは、沖縄本島周辺における降水現象を常時監視している。沖縄レーダー装置の構成機器である保守監視装置は、沖縄気象台に設置しており、沖縄レーダー装置の運用監視及び制御を行う装置である。気象レーダーの観測が停止すると、詳細な気象状況の把握が遅れ、防災気象情報の遅やかな発表等に支障を来す恐れがあるため、移設等による運用監視及び制御が行えない期間をできるだけ短時間に留める必要がある。取付調整作業を迅速かつ的確に行うには、本装置を取付た日本無線株式会社外は困難であり、他社では実施できない。以上のことから、本作業は、本装置の構造及び動作の詳細を熟知した会社である当該業者を契約相手とする手続きを行ったところ応募がなかったため、会計法第29条の3第4項の規定に基づき随意契約とした。		1,980,000				
地震活動等総合監視システム等の移設及び取付調整 1式	支出負担行為担当官 沖縄気象台長 太原芳彦 沖縄気象台 沖縄県那覇市樋川1-15-15	2024/09/19	日本電気株式会社 東京都港区芝五丁目7番1号	7010401022916	沖縄気象台の庁舎移転に伴い、地震活動等総合監視システム(EPOS)及び地域地震情報センターデータ処理システム(REDC)機器等を新庁舎へ移設するとともに、取付・調整及びこれらに関する付帯作業を行うものである。本装置は、地震火山業務に必要不可欠なシステムであるため移設作業を極力短時間で実施する必要がある。よって本装置の取り扱いに精通している日本電気株式会社でなければ、短時間での移設作業は非常に困難であり、これらの条件を満たし移設及び取付調整作業を行えるのは、日本電気株式会社以外はない。以上のことから、本作業は、本装置の構造及び動作の詳細を熟知した会社である当該業者を契約相手とする手続きを行ったところ応募がなかったため、会計法第29条の3第4項の規定に基づき随意契約とした。		5,060,000				

物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の称号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率(小数点第3位を四捨五入)※自動計算	再就職の役員の数	備考	
多機能型地震計(官署型)等及び多機能中核監視制御装置の移設 1式	支出負担行為担当官 沖縄気象台長 太原芳彦 沖縄気象台 沖縄県那覇市樋川1-15-15	2024/09/19	明星電気株式会社 東京都江東区豊洲3-1-1	2010001007784	多機能型地震観測局装置(官署型)及びDCP装置は、沖縄県内の各地において地震及び震度観測を行っている。本装置で観測されたデータは、気象庁本庁や大阪管区気象台に伝送されている。業務の性格上、取付・調整に際して当該装置の運用を停止する場合は、できるだけ短時間に留める必要があり、長時間の運用停止及び当該装置のハードウェア及びソフトウェアに影響を与えるようなことがあってはならない。この為、本装置に関する十分な知識と技能を有している必要がある。明星電気株式会社は、本装置を製作した業者であり、本装置の取り扱いに関しては十分な知識と技能および作業実績を有している。以上のことから、本作業は、本装置の構造及び動作の詳細を熟知した会社である当該業者を契約相手とする手続きを行ったところ応募がなかったため、会計法第29条の3第4項の規定に基づき随意契約とした。		3,190,000				
沖縄気象台行政情報ネットワークシステム機器の移設 1式	支出負担行為担当官 沖縄気象台長 太原芳彦 沖縄気象台 沖縄県那覇市樋川1-15-15	2024/09/25	(株)日立システムズ 東京都品川区大崎1-2-1	6010701025710	沖縄気象台の庁舎移転に伴い、現庁舎で使用している行政情報ネットワークシステムを新庁舎へ移設する必要がある。移設作業にあたっては、本システムに不測の事態が発生した場合には、迅速な復旧作業が必要となることから、移設調整作業を迅速かつ的確に行うためには、本システムに関する十分な知識と技能を有していなければならない。株式会社日立システムズは、本装置を調達、設定、整備した業者であり、本システムの取り扱いに関しては十分な知識と技能および作業実績を有している。以上のことから、本作業は、本装置の構造及び動作の詳細を熟知した会社である当該業者を契約相手とする手続きを行ったところ応募がなかったため、会計法第29条の3第4項の規定に基づき随意契約とした。		3,080,000				
JMA-10型地上気象観測装置等の移設 1式	支出負担行為担当官 沖縄気象台長 太原芳彦 沖縄気象台 沖縄県那覇市樋川1-15-15	2024/10/01	株式会社YDKテクノロジーズ 神奈川県秦野市曾屋500	1021001022880	本件は、沖縄気象台が庁舎移転のため遠隔露場化することに伴い、観測装置の設置場所を現庁舎7階から1階に移動する必要があることから移設を行うものである。この観測装置は、「株式会社YDKテクノロジーズ」が独自の技術により設計・整備したものであり、本件の作業にあたっては、予定された移設スケジュールを厳守するとともに極めて高い信頼性及び障害発生時に被害を最小限に留める万全の体制を確保する必要があるため、本装置を設計・整備した業者の技術及び作業工程の管理能力が不可欠である。以上のことから、本作業は、本装置の構造及び動作の詳細を熟知した会社である当該業者を契約相手とする手続きを行ったところ応募がなかったため、会計法第29条の3第4項の規定に基づき随意契約とした。		2,200,000				
震度データ表示装置の購入・取付調整 1式	支出負担行為担当官 沖縄気象台長 太原芳彦 沖縄気象台 沖縄県那覇市樋川1-15-15	2024/10/24	明星電気株式会社 東京事務所 東京都江東区豊洲3-1-1	2010001007784	今回、購入する震度データ表示装置は、那覇第一地方合同庁舎に設置している震度計から観測された震度データを、NTT回線を介して移転先の那覇第二地方合同庁舎3号館で表示させるものである。震度データは防災対応上、重要なトリガー情報であり、業務の性格上、的確に受信・表示できなければならない。明星電気株式会社は、震度計及び本装置を製作・設置した業者であり、震度計及び本装置の取り扱いに関しては十分な知識と技能、作業実績を有している。以上のことから、本作業は、本装置の構造及び動作の詳細を熟知した会社である当該業者を契約相手とする手続きを行ったところ応募がなかったため、会計法第29条の3第4項の規定に基づき随意契約とした。		2,200,000				
石垣島レーダー装置の点検・調整 1式	支出負担行為担当官 沖縄気象台長 太原芳彦 沖縄気象台 沖縄県那覇市おもろまち2丁目1番1号	2024/11/27	日本無線株式会社 九州支社 福岡県福岡市博多区綱場町4番1号	3012401012867	石垣島レーダー装置は空中線装置、空中線制御装置、送受信装置及び導波管加圧装置等の機器から構成されており、高精度の観測を継続するには機器の点検・調整は重要な作業である。このため当該装置の点検・調整には装置の性能、機能仕様を十分理解・精通している事が必要である。日本無線株式会社は本装置を製作した会社であり、設置以来保守点検・故障修理等を継続して実施してきて、十分な技術・実績を有している。以上のことから、本作業は、本装置の構造及び動作の詳細を熟知した会社である当該業者を契約相手とする手続きを行ったところ応募がなかったため、会計法第29条の3第4項の規定に基づき随意契約とした。		1,914,000				
計測震度計及びDCP装置の点検調整 1式	支出負担行為担当官 沖縄気象台長 太原芳彦 沖縄気象台 沖縄県那覇市おもろまち2丁目1番2号	2025/01/06	明星電気株式会社 東京事務所 東京都江東区豊洲3-1-1	2010001007784	震度情報は地震動の強さの度合いを簡便に表す情報であり、多くの防災機関が地震発生時の初動対応に利用するなど防災上極めて重要な情報である。計測震度計により観測された震度データは関係機関に伝送しており、回線障害の場合や震度5弱以上の震度が観測された場合は、DCP機能を用いて衛星回線を利用して震度データを伝送している。業務の性格上、点検・調整に際して当該装置の運用を停止する場合は、できるだけ短時間に留める必要があり、当該装置のハードウェア及びソフトウェアに影響を与えるようなことがあってはならない。また、作業後のデータ確認や機器調整も必要である。明星電気株式会社は、本装置を製作した業者であり、本装置の仕組みを精通し、取り扱いに関しては十分な知識と技能および作業実績を有していると考えられる。以上のことから、本作業は、本装置の構造及び動作の詳細を熟知した会社である当該業者を契約相手とする手続きを行ったところ応募がなかったため、会計法第29条の3第4項の規定に基づき随意契約とした。		3,950,001				